

事務連絡

令和2年5月18日

関係自治体災害時ホットライン管理者の皆様

国土交通省関東地方整備局
荒川上流河川事務所
防災情報課長

関係自治体首長と荒川上流河川事務所との災害時ホットライン連絡先の確認
及びサブホットライン連絡先の確認（依頼）

平素より、河川行政に対しご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当事務所では堤防決壊等の重大災害の恐れがある場合の情報共有・伝達を迅速に行うことを目的に各自治体の長と荒川上流河川事務所長のホットラインを開設し、運用して来たところです。

今年度のホットラインの運用につきましては、令和元年東日本台風での課題を踏まえ、各基準水位観測所における水位が同時多発的に上昇した場合でも迅速な情報伝達を行えるよう、新たにサブホットラインを開設し、別紙「荒川上流河川事務所と埼玉県自治体との災害時ホットラインの運用」のとおり、柔軟に運用することとします。

つきましては、ホットラインの適切な運用のため、ホットライン登録情報（固定電話番号、携帯電話番号、サブホットライン電話番号、ホットライン管理者など）を別紙様式にて提出をお願いします。

なお、登録いただいたホットライン情報は荒川上流河川事務所が責任を持って管理し、荒川上流河川事務所管内において堤防決壊等の重大災害の恐れがある場合以外では一切使用しないことを申し添えます。

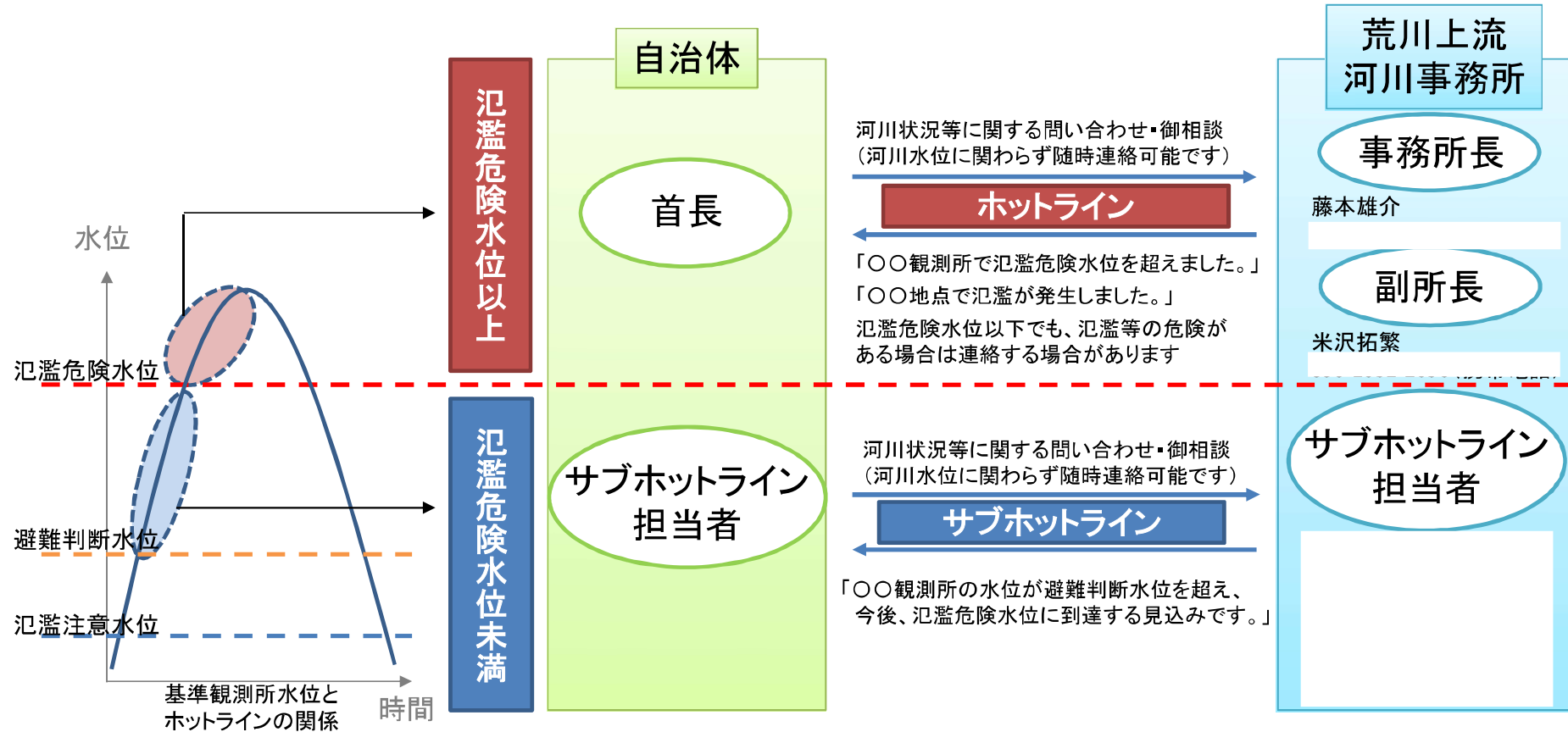
※別紙様式はメール若しくは「親展」にて郵送願います。

< 提出及び問い合わせ先 >

荒川上流河川事務所
防災情報課 課長
水防企画係長

荒川上流河川事務所と埼玉県内自治体との 災害時ホットラインの運用

沿川自治体用



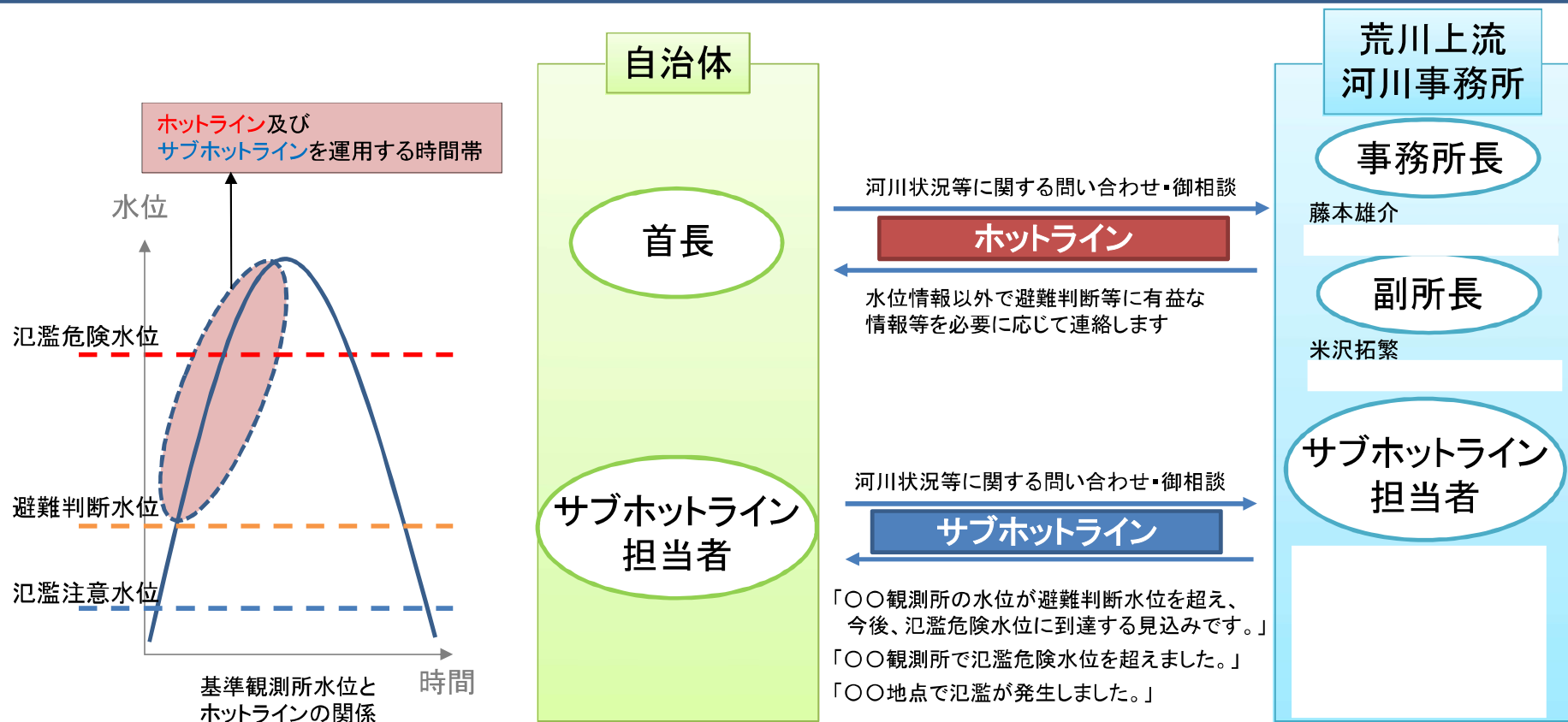
事務所からの情報連絡は、氾濫により浸水が想定される堤防区間を受け持つ基準観測所の水位が、避難判断水位を超過してから

- 氾濫危険水位に到達するまでは、サブホットライン(サブホットライン担当者どうし)
- 氾濫危険水位に到達して以降は、ホットライン(事務所長or副所長から首長) ※氾濫危険水位以下でも、氾濫等の危険がある場合は連絡する場合があります

で行います。

荒川上流河川事務所と埼玉県内自治体との 災害時ホットラインの運用

氾濫エリアの自治体用



事務所からの情報連絡は、氾濫により浸水が想定される堤防区間を受け持つ基準観測所の水位が、避難判断水位を超過してから

- 水位情報は、サブホットライン（サブホットライン担当者どうし）
- 水位情報以外で避難判断等に有益な情報等は、必要に応じてホットライン（事務所長or副所長から首長）で行います。

沿川自治体

朝霞市
上尾市
桶川市
川島町
北本市
熊谷市
川越市
鴻巣市
さいたま市
坂戸市
志木市
戸田市
鳩山町
東松山市
深谷市
富士見市
毛呂山町
吉見町
寄居町
和光市

氾濫エリアの自治体

伊奈町
春日部市
加須市
川口市
行田市
久喜市
越谷市
幸手市
白岡市
杉戸町
草加市
鶴ヶ島市
新座市
蓮田市
羽生市
ふじみ野市
松伏町
三郷市
宮代町
三芳町

八潮市
吉川市
蕨市